

#### キ 相続人・連帯納付義務者からの徴収

被保険者が死亡した場合は、まず相続人等へ更正通知を送付し、それに基づき滞納分を含めた納付案内を行っている。相続人等に対する介護保険料の滞納処分については、佐世保市では上述のとおり介護保険料だけでなく市税等も含めた徴収業務を一元化して行っていることから、これら税等の滞納も含め総合的に勘案の上、行っているとのことである。

また、介護保険料の連帯納付義務者については、佐世保市では世帯全体の納付能力や滞納状況を総合的に判断した上で、まずは被保険者本人及び相続人からの徴収を優先する方針を採っているため、連帯納付義務者に対する一律の納入告知は実施していない。2024（令和6）年度における連帯納付義務者からの徴収実績は無いとのことである。

## 2 要介護認定業務

### （1）概要

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）や、特定の疾病を持つ40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）が、介護保険の適用のある介護サービス又は介護予防サービスを利用するには、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ）を受ける必要がある。要介護認定は、被保険者がどの程度の介護が必要かを示す、要介護度を認定する仕組みである。

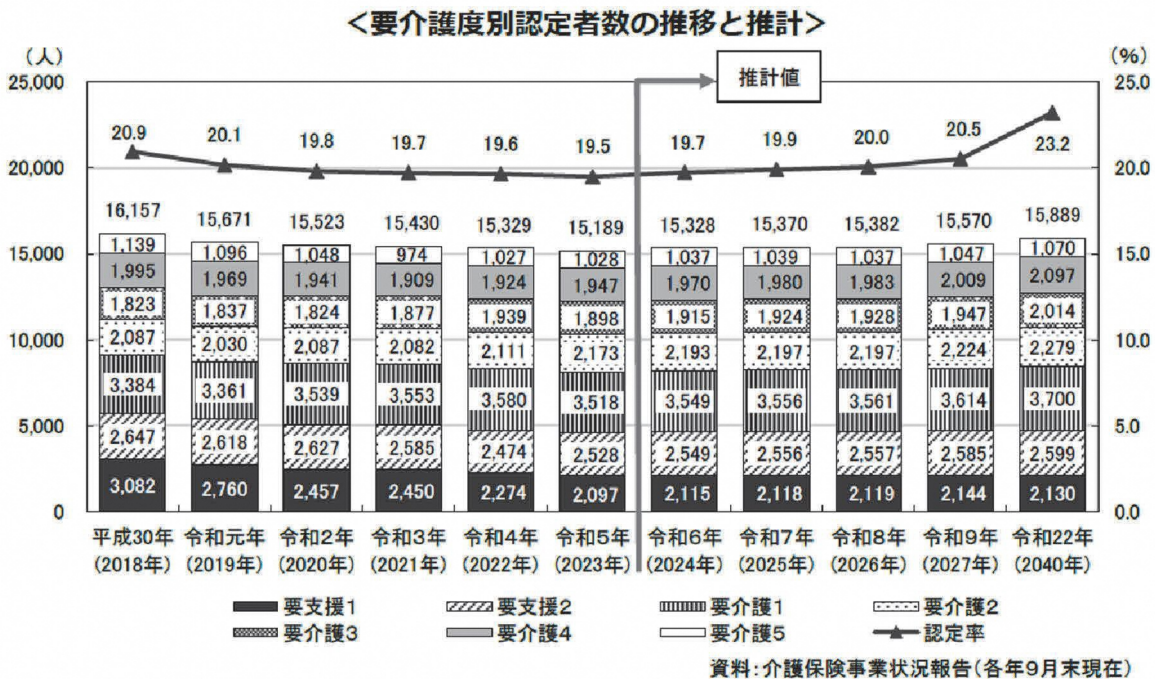
認定を受けるには、まず認定申請者が市町村に申請を行う。その後、認定調査員による訪問調査が行われ、対象者の日常生活の自立度や身体機能、認知機能の低下度が評価される。この調査結果と主治医意見書の一部の項目がコンピューターに入力され、全国一律の判定方法で要介護度の判定が行われる（一次判定）。次に、一次判定の結果と、主治医意見書

に基づいて、医療・保健・福祉の専門家から構成される介護認定審査会において要介護度の判定が行われる（二次判定）。一次判定はコンピューターで機械的に行われるため、この審査会で専門的な知見から利用者の生活状況や身体機能を総合的に評価し、正確な判定がなされることとなる。市町村は、介護認定審査会の判定結果に基づき要介護認定を行い、申請者に結果を通知する。

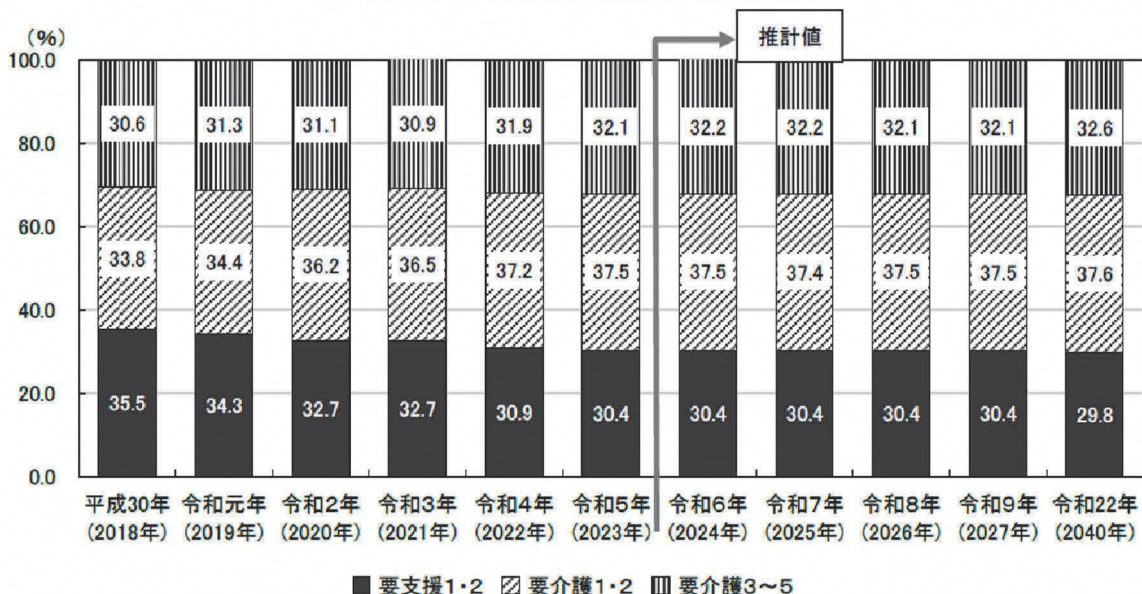
認定は、要支援1・2から要介護1～5までの7段階及び非該当に分かれている。認定の有効期間については、新規、変更申請の場合は原則6ヵ月であり、状態に応じ3～12ヵ月まで設定できる。更新申請の場合は、原則12ヵ月であり、状態に応じ3～48ヵ月まで設定できる。

## (2) 佐世保市の現状

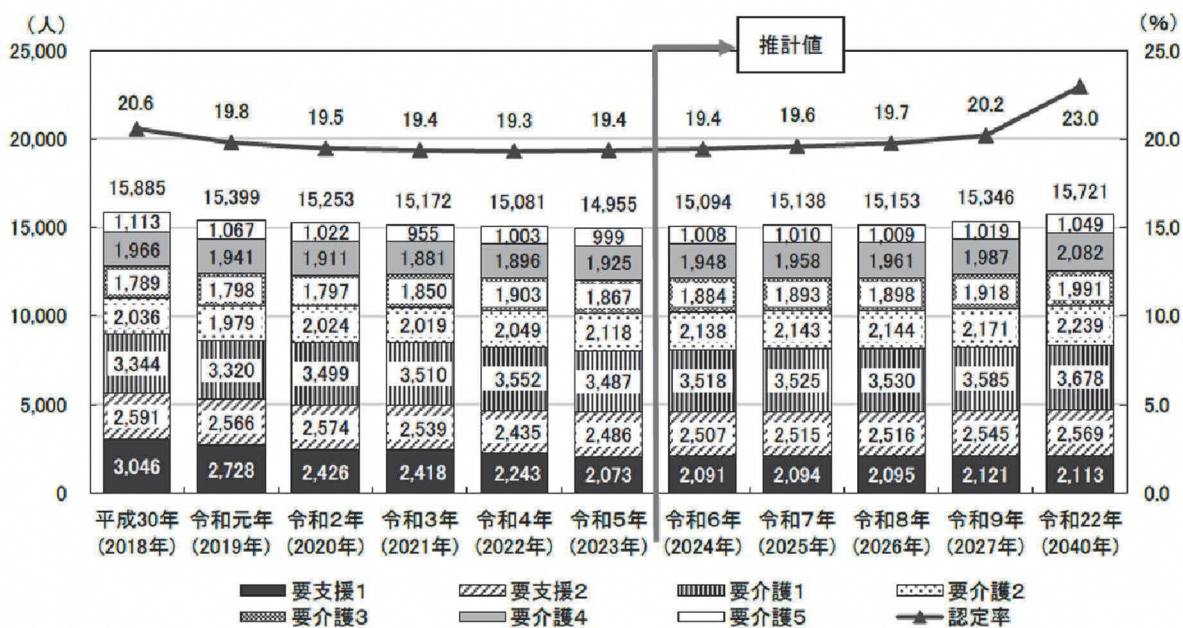
### ア 佐世保市における要支援・要介護認定者数と認定率の推移と推計



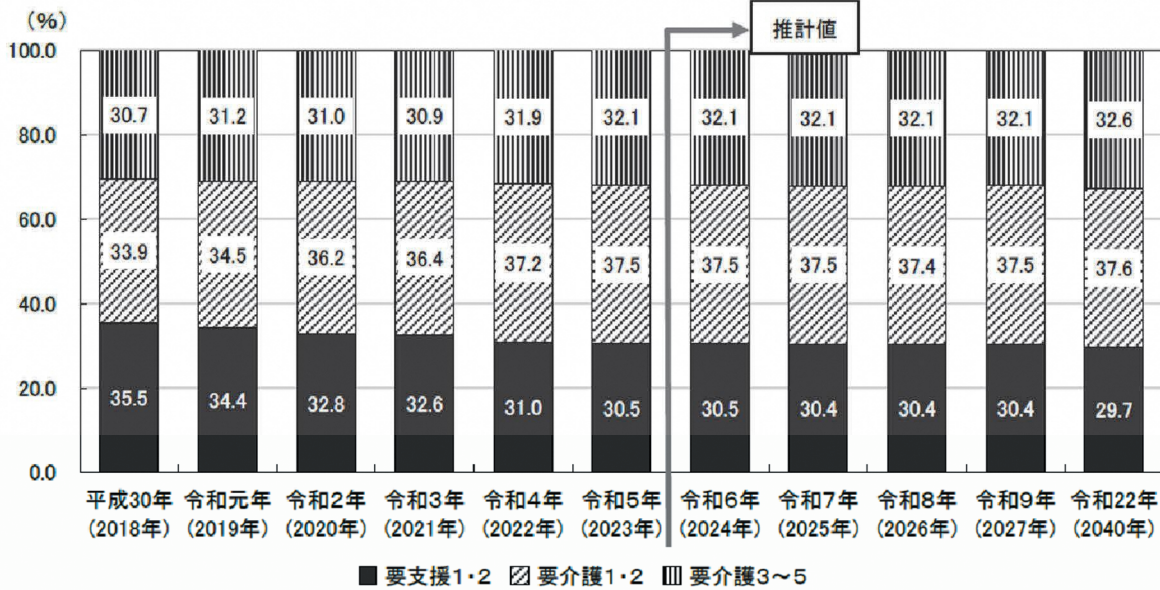
### ＜軽度～重度別構成比の推移と推計＞



### ＜要介護度別第1号被保険者認定者数の推移と推計＞



＜第1号被保険者認定者数軽度～重度別構成比の推移と推計＞



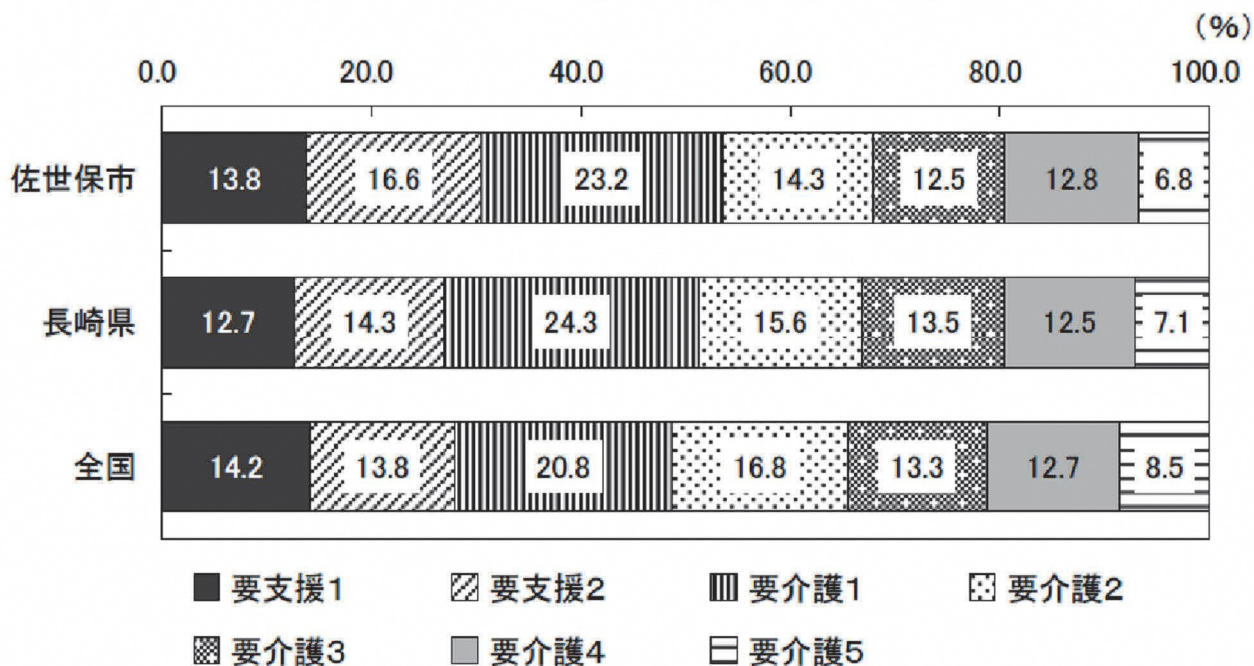
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）  
 ※端数処理の関係上合計が100%にならない場合あり

佐世保市における要支援・要介護認定者数は、2023（令和5）年までは微減であったが、計画策定時の2024（令和6）年以降の推計では、後期高齢者人口が増加するとともに徐々に増加すると見込まれている。認定率も同様に、増加に転じると推計され、2026（令和8）年に20%を超え、2040（令和22）年には23.2%に達すると見込まれている。

軽度～重度の構成比については、2023（令和5）年までは要支援1・2の割合が減少し、要介護1・2の割合が増加している。2024（令和6）年以降の推計では、構成比はほぼ横ばいとなっている。第1号被保険者における要支援・要介護認定者数についても、同様の傾向・推計となっている。

また、国・県との比較を検討すると、2023（令和5）年9月末現在の国・県と要介護度別認定者数の構成比は以下のとおりである。

### <要介護度別認定者構成比の比較 令和5（2023）年9月末現在>

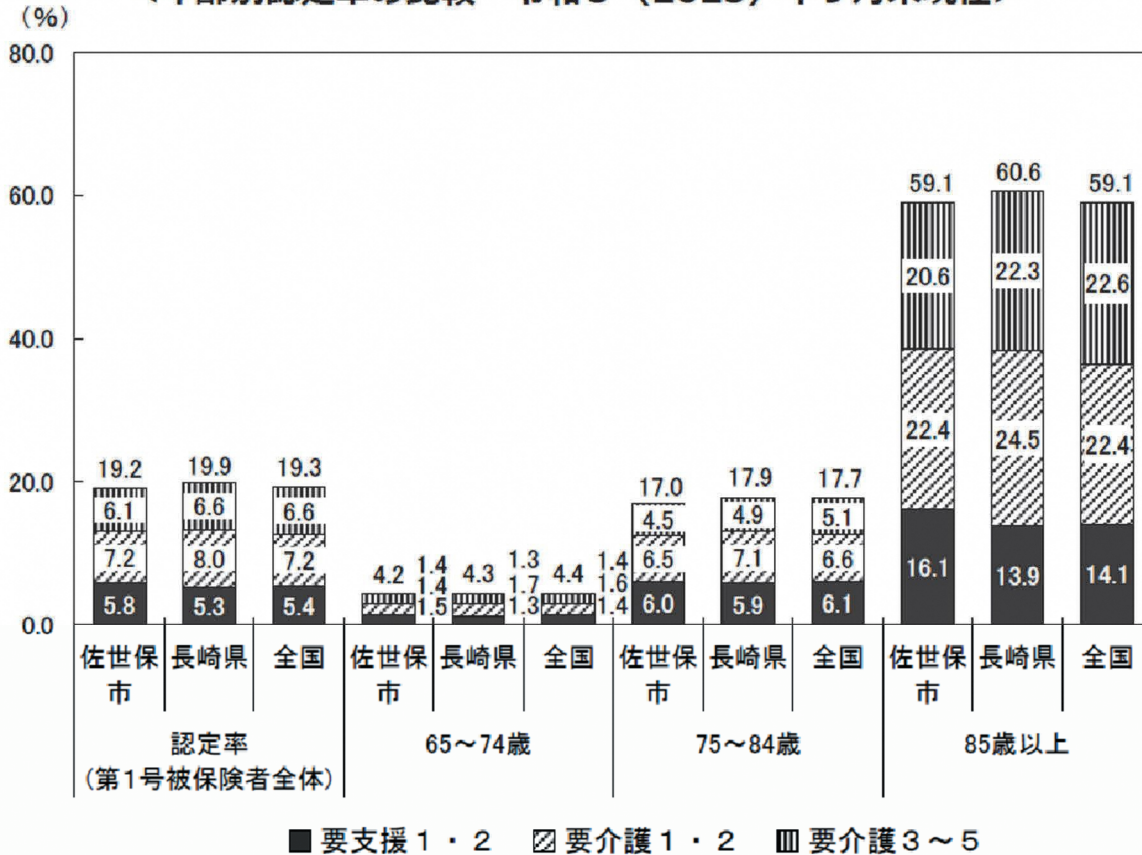


資料:介護保険事業状況報告

佐世保市では、長崎県や全国よりも要支援1・2の割合が高くなっている。

2023（令和5）年の年齢別認定率は以下のとおりである。

### ＜年齢別認定率の比較 令和5（2023）年9月末現在＞



■ 要支援1・2    ▨ 要介護1・2    ▮ 要介護3～5

資料：介護保険事業状況報告

(注)構成割合はそれぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入したものであるため、合計値が一致しない

佐世保市は、全年齢層で、長崎県・全国よりやや低い比率となっている。介護度別では、認定率の高い85歳以上では、長崎県・全国に比べ要支援1・2の軽度の方の割合が高く、要介護3以上の中・重度の方の割合は低くなっている。

佐世保市のこのような傾向について、長寿社会課によれば、佐世保市では住民主体の自主活動として取り組む「通いの場」の参加率が、国や長崎県と比較しても大幅に高く、このような介護予防の取り組みが、重度要介護者の割合の減少につながっているものと考えているとのことである。

<週1回以上の「通いの場」への参加率>

国	2.1%
長崎県	3.2%
佐世保市	6.8%

イ 申請・認定件数、認定までの期間について

佐世保市の2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの要介護認定申請件数の推移は以下のとおりである。

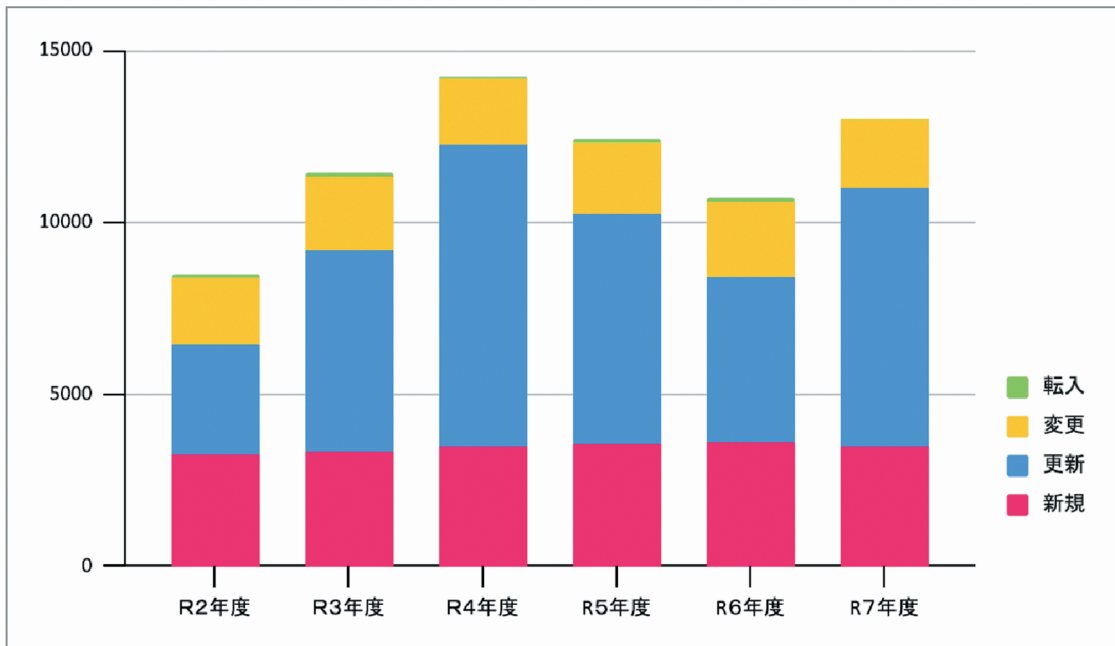
#### 申請種別ごとの認定申請件数（R2～R6年度）

【単位：件数】

	新規	更新	変更	転入	合計
R2年度	3,265	3,205	1,919	88	8,477
R3年度	3,353	5,852	2,130	90	11,425
R4年度	3,513	8,740	1,903	81	14,237
R5年度	3,582	6,683	2,065	77	12,407
R6年度	3,604	4,829	2,180	88	10,613
R7年度	3,500	7,500	2,000		13,000

※R7年度は見込み数

※R2年度以降の更新申請にはコロナによる臨時的な延長申請分を含む



(佐世保市提供資料より抜粋)

2022(令和4)年度から2024(令和6)年度にかけて減少していたが、2025(令和7)年度は増加の見込みとなっている。

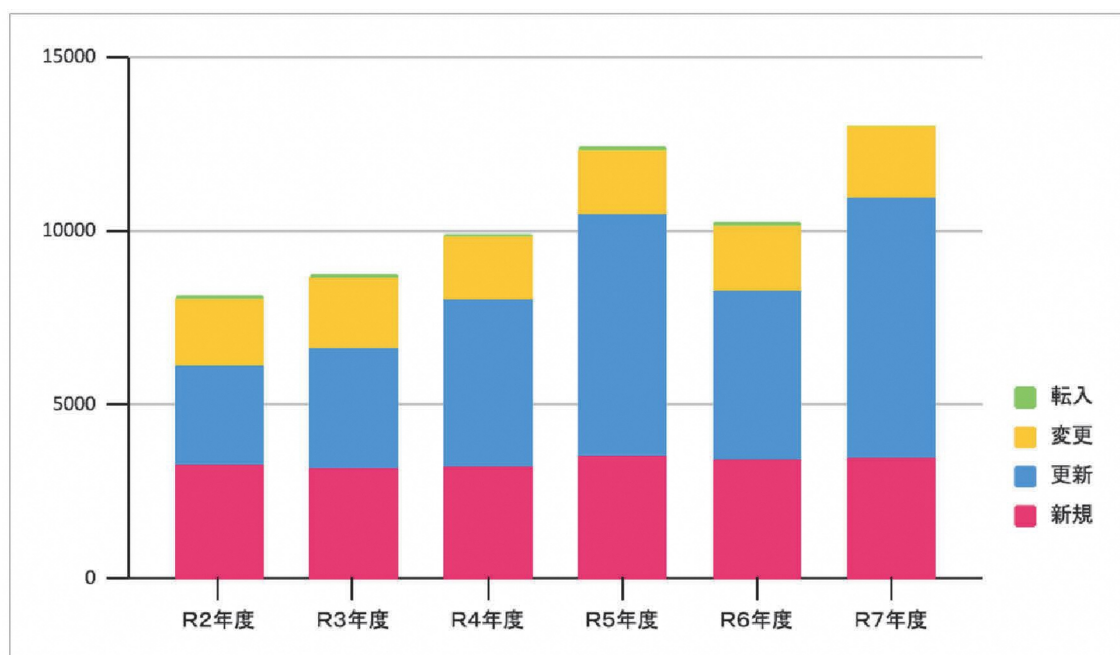
また、申請種別ごとの審査認定件数の推移は以下のとおりである

#### 申請種別ごとの審査認定件数 (R2～R6年度)

【単位:件数】

	新規	更新	変更	転入	合計
R2年度	3,275	2,852	1,918	90	8,135
R3年度	3,189	3,458	2,020	90	8,757
R4年度	3,260	4,759	1,804	81	9,904
R5年度	3,534	7,000	1,797	77	12,408
R6年度	3,468	4,815	1,896	88	10,267
R7年度	3,500	7,500	2,000		13,000

※R7年度は見込み数



(佐世保市提供資料より抜粋)

認定件数についても、2020(令和2)年度から2023(令和5)年度までは増加傾向であったところ、2024(令和6)年度に減少したが、2025(令和7)年度は再度増加の見込みとなっている。

## ウ 認定調査

### (ア) 認定調査員

佐世保市における認定調査は、市直営の調査のほか、指定事務受託法人である佐世保市社会福祉協議会に委託している。社会福祉協議会に調査委託をする申請区分に市との差は無いが、申請者側の都合で市では対応できない調査時間帯(平日夕方以降、土曜等)を、佐世保市社会福祉協議会に対応を依頼しているとのことである。

認定調査員は35人(市:13人、社会福祉協議会:22人)であり、介護支援専門員、介護福祉士、看護師の資格を持った者が担っている(2024(令和6)年4月1日時点)。2024(令和6)年12月

末をもって、介護支援専門員1人、介護福祉士1人が退職したとのことである。

市によると、現状、要介護認定の件数に対し、調査員の定数を満たせば、認定調査には対応できるとのことである。もっとも調査員の退職により定数を欠く状況も生じうる。この点、長寿社会課によれば、職員が働きやすい職場環境作りに努めており、新人調査員については、1か月の研修終了後も、配点件数を段階的に増やす、調査対象者の申請区分や介護度等を調整し、1年ほど時間をかけてベテラン調査員と同じ割合にする等の負担軽減を図っているとのことである。

#### (イ) 調査員の資質の向上等、適切な認定調査のための取組

新人の調査員に対しては、1か月間、ベテラン調査員による研修（調査同行や調査票記載指導）を行っている。また、調査員全員が県主催の現任研修を受講している。なお、社会福祉協議会の調査員についても、市調査員と同様の研修を実施しているとのことである。さらに、調査員間で判断にばらつきが生じないようにするために、市調査員で話し合っ『佐世保市介護保険認定調査票作成マニュアル』（最新：令和3年6月版）が作成されている。

マニュアルの内容を見ると、認定項目ごとに基本的な注意事項から特記事項の記載例、判断に迷いやすい項目の解説など、詳細に規定されていた。マニュアルの内容については、調査員や佐世保市社会福祉協議会の責任者との協議は適宜行っており、細かな見直しがあればその内容を共有しているとのことである。

研修終了後の新人調査員が作成した調査票については、ベテラン調査員が不備が無いか等を確認しており、さらに、後述する1.5次審査でも調査票の精査を行っている。

#### (ウ) 認定調査票の1.5次審査

佐世保市独自の取り組みとして、認定調査票の1.5次審査がある。介護認定審査会の前に、認定調査表の特記事項とチェックに矛盾が無い、記載漏れやチェック漏れが無い等の精査を行っている。

#### (エ) アンケート等の実施

要介護認定申請者に対する、認定調査や調査員に関するアンケートなどは過去に実施したことはないとのことである。

### 【意見】

認定調査に関し、調査票の記載そのものに関する質の向上や均質化のための取り組みは十分になされている。もっとも、申請者の立場からの、認定調査や調査員に対する要望等は生じている可能性はあるところである。要望等があっても、全ての方がこれを訴えるわけではないから、市や調査員がこれを認識できていない可能性はある。

申請者を対象にした認定調査に関するアンケートなどを一度実施することで、申請者の方の要望等を把握し、その原因を分析することは、さらに充実した認定調査・質の向上に資すると考える。

#### エ 介護認定審査会

佐世保市の2024（令和6）年度の審査員は60名が選任されており、職種別の内訳は、医療18名、保健13名、福祉29名となっている。現在、介護認定審査会委員の推薦団体の協力により定員は確保できているとのことである。

全体で12の部会が設置されており、部会ごとの審査会実施状況は以下のとおりである。

月／合議体	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
A	3	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	3	27
B	2	2	2	2	3	2	3	2	2	2	2	3	27
C	3	2	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	25
D	3	2	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2	27
E	2	2	2	3	2	2	3	2	2	1	2	3	26
F	3	2	3	2	1	2	2	2	1	2	2	2	24
G	2	2	2	2	1	3	2	2	2	2	3	2	25
H	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	25
I	3	2	2	1	2	1	3	2	2	3	3	3	27
J	3	3	2	2	1	2	2	3	2	2	2	2	26
K	2	2	3	2	2	3	3	2	2	3	2	2	28
L	2	3	2	2	2	1	2	3	2	2	1	2	24
	30	26	26	24	21	25	29	27	24	25	26	28	311

2024（令和6）年度の月ごとの認定件数は以下のとおりである。

認定	新規	更新	変更	転入	介護	合計	転入除く
4月	319	472	97	7	108	1,003	996
5月	316	391	63	10	67	847	837
6月	303	405	70	8	79	865	857
7月	257	366	85	10	72	790	780
8月	256	311	62	6	63	698	692
9月	281	365	81	4	87	818	814
10月	319	464	92	7	75	957	950
11月	274	445	73	8	71	871	863
12月	290	361	69	7	60	787	780
1月	264	417	88	8	70	847	839
2月	280	405	77	12	94	868	856
3月	309	413	92	1	101	916	915
合計	3,468	4,815	949	88	947	10,267	10,179

2024（令和6）年における月ごとの認定数を、月の審査会開催数で除すと、審査会1回での認定数は、単純計算で概ね32件前後となる。佐世保市では、2022（令和4）年度から介護認定審査会のテレビ会議システムを用いたリモート審査会を開始した。現在、審査会は全てリモートで開催しており、審査員も全てリモートで出席していると

のことである。

なお、介護認定審査会の運営に関する国のガイドライン（平成30年3月23日老発0323第1号厚生労働省老健局長通知）により、一定の要件を満たす場合は認定審査会を簡素化して実施することが認められている。佐世保市においても、2024（令和6）年～2025（令和7）年3月、簡素化による効果の検証のため、1つの合議体で試験的に導入した。しかしながら、検証の結果、会議の時間短縮効果はあまり見られなかったことから、これを2025（令和7）年度の議長会で報告し、本市では簡素化は実施しないこととした。

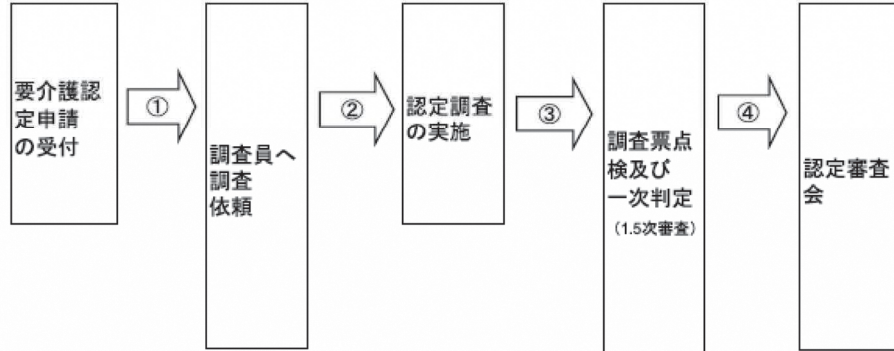
また、佐世保市においては、現在、年に一度、各合議体の議長が会議を実施し、審査会の運営について報告や協議を行っている。判断の均一化を目的として、2025（令和7）年度の議長会にて一次判定時の基準時間が32分以上50分未満の判断基準の協議を行い、その結果を各合議体の委員へ伝達して、合議体ごとの判断のバラつきを減らす試みを始めている。各合議体の構成員を意識して定期的に入れ替えるなど、判断の均質化に向けた取り組みも進めている。

#### オ 申請受付から認定までの期間について

介護保険法第27条第11項によれば、原則として、要介護認定申請日から30日以内に要介護認定をしなければならないとされている。佐世保市における要介護認定申請から認定までの平均日数は以下のとおりである。

## 申請から認定までの月ごとの平均日数 (R2～R6年度)

### ◆要介護認定申請から認定審査会までの業務の流れ



### ◆要介護認定申請から認定結果が出るまでの平均日数(年度毎)

(単位:日)

年度	①の日数	②の日数	③の日数	④の日数	計
令和2年度	7.9	7.1	5.7	10.7	31.4
令和3年度	6.0	9.2	5.4	9.7	30.3
令和4年度	5.6	9.7	5.8	10.9	32.0
令和5年度	4.8	10.4	7.7	11.2	34.1
令和6年度	3.6	10.0	6.5	10.6	30.6

#### 【補足説明】

- ①要介護認定の申請を受理してから、認定調査員に調査を依頼するまでの日数
- ②認定調査員が調査の依頼を受けてから、訪問日程を調整し、調査を実施するまでの日数
- ③「認定調査員による調査票の作成」、「調査票等の精査(1.5次審査)」、「調査票及び医師意見書の内容のシステム読み込み(一次判定)」に要する日数
- ④認定審査会資料を作成し、審査会委員への資料の配送を行い、審査会を開催するまでの日数

申請受付から認定結果が出るまでの平均日数は、年度毎で見ると、2024(令和6)年度は、30.6日となっている。2023(令和5)年度の年度平均は34.1日と、他年度に比して若干長くなっている。長寿社会課によれば、これは、2021(令和3)年度及び2022(令和4)年度に実施された更新認定のコロナ特例延長措置が影響しているものと考えられるとのことである。すなわち、更新の場合は認定の有効期間を3年としているが、コロナ特例が行われた2カ年間は、対面調査を行わずに従前の介護度を1年間引き継ぐ措置が取られた。2023(令和5)年度には同措置がなくなり対面調査を要することとなった

ところ、通常の3年目の更新者に加え前年度までの特例による1年更新者の更新申請もあったことで申請件数が増加し調査や認定に時間を要した、とのことである。

2023（令和5年）度を除いて見ると、①受付から調査依頼までの日数は短縮傾向であるが、②調査実施まで、③一次判定（1.5次審査）まで、④認定審査会までの日数は横ばい～増加傾向である。なお、2023（令和5年）度から2024（令和6）年度にかけて認定期間が短縮されているが、長寿社会課によれば、これは何らかの措置を講じた結果というわけではないが、調査から審査までに携わる職員に欠員が無く、練度も申し分ない状況であったため、日数が短縮されたものと考えているとのことである。

月毎にみた申請受付から認定までの平均日数は、以下のとおりである。

申請から認定までの月ごとの平均日数（R2～R6年度）													【単位：日】
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
R2年度	38.3	37.3	28.6	31.4	31.4	30.7	28.4	27.8	26.5	37.1	30.9	28.5	31.4
R3年度	25.2	31.2	30.1	30.1	30.6	30.1	30.0	29.4	28.6	36.0	31.9	30.2	30.3
R4年度	30.9	35.1	31.5	32.1	33.3	31.0	31.4	30.7	28.7	34.0	30.8	34.0	32.0
R5年度	36.9	40.5	36.2	31.2	34.1	30.9	33.7	33.5	31.2	36.3	32.0	32.7	34.1
R6年度	31.3	31.0	28.4	27.8	30.4	32.1	30.8	29.3	28.8	35.7	30.4	31.6	30.6

申請受付から認定まで目標の30日以内を達成している月もあるが、超えている月もあり、特に毎年1月が長く要している状況である。

#### 【意見】

2024（令和6）年度の佐世保市における要介護認定申請受付から認定ま

での年平均日数は30.6日であるものの、法はあくまでも個別の申請について、30日以内に認定までを行うことを求めているところ、月毎に見れば30日を大きく超過している月もある。また、認定調査についても、調査員の定員を満たしていれば問題は無いが、定員を欠く状況はいつでも生じうるし（現に2024（令和6）年度内に2名退職している）、新人が加入してすぐはベテラン調査員と同じ数・質の調査を行うことは出来ない。さらに、認定の申請件数は今後も増加見込みとされている。よって、今後さらに認定までの日数が超過してしまう状況は十分考えられるところである。したがって、市として、調査員の人数・練度など属人的な要素に左右されないよう、さらなる認定期間短縮のための体制を構築することは有意義であると考えます。

たとえば、要介護認定業務に関するDX化については、現在認定審査会の開催をICT化しているのみであり、認定調査や認定審査会の資料作成・配布などはすべて紙媒体で行われている。これを、認定調査票の入力にタブレットシステムを導入する、主治医意見書についても作成支援ソフトを導入し、システムと連携する、宅急便で送っている審査会の資料も電子化する、などといったことが考えられる。これにより1.5次審査の手間と時間も短縮することが期待できるし、審査会の資料作り・送付の手間といった事務作業の負担、費用も軽減できる。DX化のデメリット、導入のコストも考慮する必要はあるが、一度導入してしまえば上記の事務処理の手間・時間の軽減が期待できることから、DX化を導入している他の自治体も参考にされるなどして、可否を検討されたい。

以下、2025（令和7）年3月31日付で厚生労働省老健局老人保健課より公表された、認定審査期間の参考資料を抜粋しているので、参考にされたい。

<参考 1> 認定審査に係る事務の効率化、迅速化の取組例について

認定審査期間の平均が 30 日以内の保険者における取組についてヒアリングを行いました。

○ 保険者における要介護認定事務の効率化、迅速化に係る取組例

	取組例
認定調査の実施	認定申請時に、申請者に対して近日中に認定調査を行う旨を周知することや、その場で認定調査の日程を調整することにより、認定調査の迅速化を図っている。
	自治体と認定調査の委託先との間で同じ認定調査システムを用いて認定調査票を電子的にやりとりすることで、事務の効率化を図っている。
主治医意見書の入手	主治医意見書を電子的に読み込んで処理することで、一次判定や認定審査会資料の作成事務の効率化を図っている。
	主治医意見書の作成を依頼した医療機関への進捗確認の実施や、医療機関と自治体との間で主治医意見書の作成目安を設定することで、主治医意見書所要期間の短縮を図っている。
介護認定審査会の開催	審査会委員に対して審査会資料の事前送付をせず、当日会場に用意した端末で資料を確認しながら審査することで、各事案の審査会実施までの期間の迅速化を図っている。
	審査会資料の電子送付や審査会のオンライン開催等の ICT 化の取組により、運営事務の効率化を図っている。
	審査会を周辺地域の自治体で共同設置し、効率化を図っている。
その他	周辺地域の自治体が認定業務を広域的に処理するために広域連合を設置し、広域連合が加入自治体から認定調査結果や主治医意見書を電子的にとりまとめ、認定審査を行うことで、事務の効率化を図っている。

要介護認定の申請の対象者が、がん末期等で心身の状況が急激に悪化する方や、それに準ずるような身体状況にある方で、認定に緊急を要する場合がある。このような場合については、従来から厚生労働省より市町村等に対し、迅速に事務手続きが行われるよう具体的な取扱いについて周知がはかられてきたところである。

この点、佐世保市では、認定に緊急を要する場合の対応について、申請者から申し出があれば、調査及び審査期間を短縮しているとのことである。

## 【意見】

認定に緊急を要する場合は特別な取扱いが可能であることについて、市のホームページの要介護認定申請のページ及び2024（令和6）年度の介護保険サービスガイド（通常版）には記載が無く、その他監査人が調べた限りではそのような情報にアクセスすることが出来なかった。

よって、申請者がこのような特別な取扱いが可能であることを知らず、「申し出」がなされない懸念がある。本来このような身体状況の方は、介護サービスを受ける必要性が高い方であるから、緊急の取扱いが可能であったのにこれがなされなかったことにより介護サービスが受けられなかった（又は受けたサービスが全額自己負担）ということはあるとはならない。

そこで、市の要介護認定申請のページなど申請者が容易にアクセスできるところに、身体状況等により認定に緊急を要する場合は申し出るよう、明示すべきである。

## 3 介護給付適正化事業

### （1）概要

介護給付適正化事業は、介護保険制度の持続可能性を高めるために、効率的かつ効果的な介護サービスの提供を目指す取り組みである。具体的には、先に述べた要介護認定の適正化のほか、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検等を実施し、介護給付の適正化を推進するとともに、適切な介護サービスの利用を促すものである。

なお、従来は①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合・縦覧点検及び⑤介護給付費通知の5事業が主要事業とされていたが、2023（令和5）年9月に国が示した『介護給付適正化計画』に関する指針では、これまでの主要5事業から介護給付費通知を任意事業として位置づけるとともに、住宅改修等の

点検、福祉用具購入・貸与調査をケアプランの点検に統合し、これに要介護認定の適正化、医療情報との突合・縦覧点検を合わせた3事業を給付適正化主要事業として再編することとなった。

#### ア ケアプラン等の点検

ケアプランの点検	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画や介護予防サービス計画が、利用者の心身の状況に応じた適切な内容になっているかの確認をおこなう。
住宅改修の点検	実地調査・書類確認等を行い、申請内容との整合性を確認し、改修内容が適正か調査し、必要に応じて助言・指導等の実施。
福祉用具購入・貸与調査	福祉用具の必要性や利用状況を点検し、不必要又は不適切な福祉用具の購入や貸与がないかを確認する。

#### イ 縦覧点検・医療情報との突合

複数月にまたがる請求明細書を確認し、また医療と介護の給付情報を突合し整合性の確認をする。

#### ウ 介護給付費通知（任意事業）

利用者本人（又は家族）に対し、事業者からの介護報酬の請求状況及び費用の給付状況等について通知し、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自らが受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を上げる。

### （2）佐世保市の現状

#### ア 各事業について

ケアプラン等の点検については、長崎県国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムにより出力される、有効性が高いと見込まれる帳票について、全件の点検を行っている。それぞれで発生した2024（令和6）年度の市の依頼による過誤返戻額は、①ケアプラン点検が56万4000円、②住宅改修の点検が0円、③福祉用具購入・貸与調査が0円であった。縦覧点検については、長崎県国民健康保険団体連合会へ委託している。医療情報との突合については、今後、長崎県国民健康保険団体連合会へ委託を予定している。

なお、介護給付費通知については、国の見直しにより任意事業となったところ、佐世保市の2020（令和2）年度～2023（令和5）年度の過誤返戻額は0円であり、費用対効果も見込みにくいことから、事務負担軽減のため通知を廃止している。

#### イ いわゆる障がい者の「65歳問題」について

これまで障がい福祉サービスを利用してきた障がいのある方が65歳になると、原則として障がい福祉サービスから介護保険サービスへと利用する制度が切り替わる（障害者総合支援法第7条）。障がい福祉サービスにはあって介護保険サービスにはない種類の支援については継続して利用できる。

これにより、

- ① 障がい福祉サービスでは自己負担なし又は非常に低額でサービスを利用できていたが、介護保険サービスに移行することにより原則として費用の1割負担が発生（所得によっては2割～3割）することとなる（もっとも、65歳に達する日の前5年間にわたり、相当する障がい福祉サービスの支給を受けていた場合、利用者負担を軽減（償還）できる仕組みとして新高額障害福祉サービス等給

付費がある)

- ② 事業者が障がい福祉と介護保険で異なる場合は、事業者を変更し、新たに契約を結び直す必要がある
- ③ 障害支援区分と要介護認定の評価基準が異なるため、要介護認定では比較的軽度と判定され、結果として利用できるサービスが減ってしまう

などの問題が発生しうる。

さらに、障がいのある方が65歳になる頃には、その親も高齢、もしくはすでに他界しているということもあり得る。その際に、上記制度移行に付随して生じる必要な手続きや交渉を本人ができない場合において、誰が行うのかといった問題も生じうる。

この点については、佐世保市で独自の取り組みは行っておらず、成年後見人等や本人の支援者が行っているのが実情である。現状、障がいを持つ高齢者で介護サービスのみではサービス量が足りない場合、個別の状況に応じ必要なサービス量を検討し、障がい福祉サービスを上乘せして対応している。また、障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行するにあたり、相談支援専門員が居宅介護支援事業所と連携をとった場合は、計画相談支援事業所は居宅介護支援事業所等連携加算を算定することができる。

#### 【意見】

いわゆる障がい者の「65歳の壁」問題については、国の制度により手当がなされている部分もあるものの、現在も解決に向けて議論や取り組みがなされている途中であり、それぞれの自治体により運用も異なるのが現状のようである。この点、佐世保市におかれては、上記問題点及びその対応について整理し、

65歳になった障がい者の方に不利益が及ばないような体制を、市が対応可能な範囲で構築していただきたい。

#### 4 介護サービス事業者指定・指導監督事業

##### (1) 概要

介護保険の適用を受ける介護サービスを提供する事業者は、介護保険指定事業者として指定を受ける必要がある。指定を受けるためには、法令・基準等で定められた人員基準、設備基準、運営基準などの基準をクリアする必要がある、基準を満たすことで、利用者に質の高い介護サービスを提供できると認められる。介護サービス事業所の開設にあたり、法令、基準等に沿った事業所であることを確認し、市が指定を行う。

また、市は、介護サービス事業者及び施設に対し、運営指導及び監査を実施している。介護サービス事業者等の指導・監督は、介護保険制度において、介護サービス事業者等の質を確保し、保健給付の適正化をはかることを目的としている。

なお、介護サービス事業者に対する介護保険法に基づく「指定」の権限及び指導・監査を行う権限については、①もともと市（市長）の事務であったもの、②佐世保市が2016（平成28）年に中核市に移行したことにより、本来知事の事務であったものが市の事務になったものがあり、市の権限が拡大している。